

監 査 第 6 2 号

令和 8 年 8 月 7 日

四日市市長 森 智 広 様

|          |         |
|----------|---------|
| 四日市市監査委員 | 樋 口 孝   |
| 同        | 嶋 田 宜 浩 |
| 同        | 山 口 智 也 |
| 同        | 後 藤 純 子 |

令和 7 年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により令和 7 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和 7 年度 健全化判断比率審査意見

## 第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 28 日から令和 8 年 8 月 7 日まで

## 第 3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、四日市市監査基準に基づき、市長から審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

更に、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

## 第 4 審査の結果

### (1) 総括

審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の手续により審査した限りにおいて、関係法令等に基づき、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

(単位：%)

| 比 率      | 令 和<br>6 年度  | 令 和<br>7 年度 |
|----------|--------------|-------------|
| 実質赤字比率   | —            | —           |
| 連結実質赤字比率 | —            | —           |
| 実質公債費比率  | 4.0          | 3.4         |
| 将来負担比率   | —<br>(△11.8) | —<br>(△8.7) |

| 早期健全化<br>基 準 | 財政再生<br>基 準 |
|--------------|-------------|
| 11.25        | 20.0        |
| 16.25        | 30.0        |
| 25.0         | 35.0        |
| 350.0        | —           |

- (注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び実質的な将来負担額がない場合は「—」で表示される。
- 2 実質公債費比率は、18%以上となると市債発行は許可制となる。
- 3 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。
- 4 早期健全化基準及び財政再生基準は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

## (2) 各比率について

### ① 実質赤字比率について

実質赤字額は、平成19年度（※）から引き続き発生していない。

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の最初の適用年度

### ② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は、平成19年度から引き続き発生していない。

### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は過去3か年平均で算出する指標であり、令和7年度は前年度と比べ0.6ポイント低下し3.4%になり良化した。単年度のみ比率については、前年度と比べ0.9ポイント低下し3.0%となった。単年度での低下は、地方債の元利償還金が約7億円減少したことや小中学校保健室等空調設備のPFI事業に係る一括支払い分の減により、準元利償還金が約6億円減少したことなどによる。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。法令に定められた市債発行の許可基準である18.0%も引き続き下回っている。

### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ3.1ポイント上昇し△8.7%になり悪化した。これは、下水道事業会計における一般会計からの繰入見込額が約20億円増加したことに加え、一般職員の人数の増加や人事院勧告に伴う給与改定などに伴い、退職手当負担見込額が約10億円増加したことなどによる。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。

## (3) 意 見

令和7年度の健全化判断比率の指標について、実質赤字額及び連結実質赤字額は、引き続き発生していない。市の平均的な年間収入に対して、市債の償還額等の割合を示す実質公債費比率は単年度及び3か年平均とともに良化した一方、将来の負担が見込まれる負債の割合を示す将来負担比率は悪化している。

今後、公共施設の更新や大規模事業の実施が見込まれる状況においては、人口減少局面も見据え、将来的な負担が過大とならないよう、引き続き健全な財政運営を行うこと。また、経済情勢等の変化による影響を抑えることができるよう、歳入の動向を多面的に分析し、安定的な財政運営に努めること。